



採用時の提出書類

— 無用な労使トラブル予防のために —

採用をスムーズに行うため、また雇入れの際のトラブルを防ぐために採用時の提出書類を就業規則等に定めておく必要があります。

◇入社承諾書

採用内定から入社日までの期間が長い場合に内定通知時に提出させます。内定期間は権利・義務関係が曖昧になりがちなので入社承諾書により内定期間のルールを明記します。

◇身元保証書

採用する際に会社と身元保証人との間で、社員の行為によって会社がこうむるであろう損害を保証人が賠償することを約束する書面です。身元保証期間は、期間を定めていなかったときは3年間で、期間を定めるときは5年間で最長です。自動更新は無効ですので保証期間満了の際は、改めて身元保証書を結び直さなければなりません。

◇誓約書

法的に義務付けられた書面ではありませんが、労働契約の本質上当然として発生する社員の「誠実義務」「守秘義務」をうながし、心理的効果をねらう意味もあります。

◇住民票記載事項証明書

通達により採用にあたっては、戸籍謄本・抄本、住民票の提出を求めることが制限されています。人物本位で採用を行わなければならないという趣旨です。

◇源泉徴収票（入社の年に給与所得のあった者）

◇年金手帳（既に交付されている者）

◇雇用保険被保険者証（前職のある者）

◇給与所得者の扶養控除等申告書

◇扶養家族申請書

◇その他会社が必要と認めた書類

なお就業規則には、提出書類に変更があったときは速やかに書面で届け出る規定を設け、履歴を偽ったりしたものは制裁規定の適用や採用取消の処分を行うことを定めておきます。

年金個人記録情報提供サービス

— 自分の年金記録を確認しましょう —

年金記録問題が一向に沈静化せず、それどころか未だに年金に関する様々な問題が次々と顕在化しています。若い人も無心配でしょうが、そろそろ第2の人生について考える年齢の方々にとっては、本当に切実な問題です。

しかし、どのような対策を講ずるにしろ、自分の年金保険料の納付状況を知っておくことが何よりも肝要です。

社会保険庁によるインターネットを利用した年金の加入記録を知ることができるサービスがあります。

社会保険庁のホームページを開き、案内に従って申し込むと、社会保険庁で管理する記録による本人確認後、ユーザーIDとパスワードが約1ヶ月後に自宅に郵送されてきます。（ユーザーIDとパスワードは本人が申し込み時に設定します。）

そして、送付されたIDとパスワードを使ってインターネットでアクセスすると即時にパソコン等の画面上で次の内容を知ることができます。

- ・これまでの公的年金制度の加入記録（事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等）
- ・国民年金の納付状況
- ・厚生年金の標準報酬月額・標準賞与額、等

なお、老齢年金を受けている方、共済組合等加入中の方はこのサービスを受けられません。

また、内容は1ヶ月に1回更新されます。さらに、社会保険庁では、自分で年金額の計算ができるサービスも提供しています。

是非、これらのサービスを利用して、年金に関する自分の記録を知ることをお勧めします。



(監修：社労士ネットワーク <http://www.e-comon.gr.jp>)

《 声 》

弓を練習するには、的が無ければ上達しません。ただ矢を射るだけでは、筋肉の鍛錬に過ぎないのです。目的が曖昧であれば路にも迷うし、目的なく学問しても単なる道楽になります。

日々の経営も同様です。目的や目標を明確にしなければ、それを達成するための方向や手段が分からないのです。

そこで、目標設定の留意点を挙げます。①目標は原則として数字で表す。②顧客数を伸ばす目標を持つと客単価が下がる可能性があるように、反対目標を掲げてバランスをとる。③目標達成までの日程や期限の途中にチェック機会を設ける。④目標は重点的に選別し、優先順位を守って戦略的に決定する。⑤複数人が取組む目標は、各担当者で達成度の評価方法を統一し、目標認識や達成基準を明確にする。

